

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
令和2年度 第3回 理事会議事録

- 1 日 時 令和3年3月1日(月) 午後1時～午後2時 23分
- 2 場 所 名古屋ガーデンパレス5階 竹の間(名古屋市中区錦3-11-13)
- 3 理事現在数及び定足数
現在数 11名、定足数6名
- 4 出席理事 9名
伊藤 聡、武田洋子、松岡明範、長岡龍男、水越省三、鈴木孝昌、加藤義彦、
新美 理、山崎拓史
- 5 理事以外の出席者
(監 事) 河本 力、安井信久
(事務局員) 田中義広、大塚あゆみ
- 6 議 案
 - (1)第1号議案 令和3年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業計画(案)について
 - (2)第2号議案 令和3年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支予算(案)及び資金調達及び設備投資の見込み(案)について
 - (3)第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団経理規程(案)について
 - (4)第4号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事務における押印の見直しについて
- 7 議事の進行等
 - (1) 議事の進行
定款第 39 条の規定により、理事長 伊藤 聡が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認
午後1時現在、理事現在数 11 名中9名の出席があり、定款第 40 条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議
 - (1) 第1号議案 令和3年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業計画(案)について及び第2号議案 令和3年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支予算(案)及び資金調達及び設備投資の見込み(案)について、議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。
意見、質問を求めたが発言はなく、議長が挙手により第1号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。
続けて、第2号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。
 - (2) 第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団経理規程(案)について、議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。
事務局職員の権限と責任、必要な帳簿の種類、保存年限等を明記して、規則に基づいて経理を行う体制を整備することを目的としている。公益法人用のモデル規程を幾つか参考にして現行の財団の実務に合わせ、不要な規定は削除するなどして、できる限り簡略なものとした。

議長が質問・意見を求めたところ、複数の理事から、第 16 条について、印鑑管理を経理責任者に一任するのは保安面で不安があるため、複数人が関わるべきとの意見があったが、適当な代替案が上がらなかった。一方、この原案で一旦施行し、不都合があれば随時改定すればよいという意見もあった。

議長が挙手により賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

- (3) 第4号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事務における押印の見直しについて、議長の指示により事務局長が資料に基づき説明し、意見、質問を求めた。

加藤理事 押印をなくすと、改ざんの可能性があり危険ではないか。事務局は、提出された書類を信用して事務を進めることになるが、もしそれが改ざんされたものであった場合、財団としてはどう責任を取るのか。

松岡理事 財団の届出は、押印省略を認めている事業団の届出と連動しているのだから、押印を省略してもなんら問題ないのではないかと。

新美理事 問題にならないような報告書の類は押印をなくしてもよいのではないかと。

理事長 問題になるかならないか、全体的に検討し直した方がいいように思う。押印省略は保留とし、公印刷込みだけ決議願いたい。

議長が挙手により、原案の第1項 押印の省略については保留とし、第2項 公印刷込みについては原案どおりとすることに賛否を求めたところ、全会一致で承認された。

9 報告

- (1) 令和2年度中間事業報告について、理事長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。
- (2) 資格異動等の遡及処理について、理事長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。
- (3) 学校法人立保育所に勤務する教職員に係る負担金への補助について、理事長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。

10 その他

- (1) 標準給与の月額算定方法についての設置者等からの提案及び財団からの回答案について、理事長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。

依頼文書は令和3年1月 27 日付のだが、昨年8月末ころから口頭で何度か遣り取りがあり理事長も対応したが、納得されず文書が提出された。

依頼の趣旨は、負担金算定の基礎となる標準給与の月額算定方法を改めてほしいというものである。すなわち、標準給与の月額は、標準給与基礎届書に、「①給与総額は私学共済宛標準報酬基礎届書に記載の5月・6月報酬月額合計の平均額を転記する」とあるように、私学共済の標準報酬月額と連動しているが、この点を変更して、「選択制確定給付企業年金制度の掛金」を標準給与の月額に含めてほしいというものである。

その理由は、次のようなものである。企業年金なので掛金は園が支払うが、選択制であるため教職員は掛金分を給与としてもらうこともできる。給与として受け取る教職員は企業年金に加入する教職員に比べて給与が高くなり、その分負担金が多く、算定される退職手当資金も多くなるので、そうした差が生じないように、掛金分も標準給与の月額の一部とみなして、どちらを選択した場合も同じ額の負担金を納めたいというものである。

なお、具体名は伏せて私学振興室に相談したところ、選択制 DB の掛金を給与に加算して負担金を徴収したとしても、掛金分の補助金は出ないということであった。負担金の一部にだけ補助金が支給さ

れるということは、現在の退職金管理システムが想定していないところであり、そうしたことが起こると、毎月の作業が大変煩雑になる。そういう意味でも、事務局としては受け入れがたい。

議長が意見、質問を求めたところ、財団の回答としては、選択制DBの掛金は給与ではない、また、財団運営規則を改正する必要性はない、と端的に示せばよく長文は不要という意見がある一方、これくらい丁寧な回答をした方がいいという意見があった。

理事長が、文章について安井監事に意見を求めたところ、財団としてはその解釈を直ちに受け入れることはできない、という原案どおりの回答でよいとの示唆を得た。

協議の結果、原案のとおり回答することとした。

(2) 負担金定時更新事務(標準給与の月額決定)の合理化について、理事長の指示により事務局長が資料に基づき説明し、原案のとおり次回理事会で、運営規則、運営細則及び了解事項の改正案を議案とすることとした。

以上の議事を明確にするため、出席した理事長、理事及び監事は記名押印する。

令和3年3月1日

理 事 長	伊 藤 聡	印
-------	-------	---

常 務 理 事	武 田 洋 子	印
---------	---------	---

理 事	松 岡 明 範	印
-----	---------	---

理 事	長 岡 龍 男	印
-----	---------	---

理 事	水 越 省 三	印
-----	---------	---

理 事	鈴 木 孝 昌	印
-----	---------	---

理 事	加 藤 義 彦	印
-----	---------	---

理 事	新 美 理	印
-----	-------	---

理 事	山 崎 拓 史	印
-----	---------	---

監 事

河本 力 印

監 事

安井 信久 印